

平成26年6月26日

教育委員会第6回定例会記録

石巻市教育委員会

教育委員会第6回定例会記録

◇開会年月日 平成26年6月26日(木曜日) 午後 1時30分開会

午後 2時48分閉会

◇開催の場所 庁議室

◇出席委員 5名

委員 長	阿部 邦英 君	委員 (委員長職務代行者)	津嶋 ユウ 君
委員	今井 多貴子 君	委員	窪木 好文 君
教育 長	境 直彦 君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局 長	木村 和雄 君	事務局 次長	草刈 敏雄 君
事務局 次長 (震災復興担当)	太田 敏彦 君	教育総務課 長	末永 秀夫 君
学校教育 長	今泉 良正 君	学校安全推進課 長	穴戸 健悦 君
学校管理課 長	佐々木 正文 君	生涯学習課 長兼複合文化施設開設準備室 長	佐藤 徳郎 君
体育振興課 長	橋本 淳 君	学校整備施設 長	柏 春雄 君
石巻市民館 長	松川 啓悦 君		

◇書記

教育総務課 長 補佐	石井 透公 君	教育総務課 長 補佐	横山 貴光 君
教育総務課 長	阿部 恭子 君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・石巻市立幼稚園保育料の減免について
(石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則)
- ・平成26年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について
- ・学校給食費請求事件の和解について
- ・石巻市複合文化施設整備調整会議設置要綱の制定について
- ・雄勝地区統合小・中学校基本計画案について

報告事項

- ・報告第6号 専決処分の報告について
専決第9号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例
専決第10号 平成26年度石巻市一般会計補正予算(第4号)
(教育委員会の事務に係る部分)
専決第11号 訴えの提起について

審議事項

- ・第31号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱
- ・第32号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱
- ・第33号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部邦英君） おはようございます。ただいまから平成26年第6回定例会を開会します。

欠席委員はございません。

会議録署名委員の指名

○委員長（阿部邦英君） 初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は今井委員にお願いします。

教育長報告

○委員長（阿部邦英君） それでは、本日の案件に入ります。

本日の案件は、一般事務報告が6件、報告事項の専決処分の報告が3件、審議事項が3件及びその他となっております。

それでは、一般事務報告に入ります。

教育長報告について教育長からご報告をお願いします。

○教育長（境 直彦君） それでは、私から学校の様子ですが、小学校での運動会が6月7日で35校終了しております。中学校での総合体育大会は6月21日、22日で陸上競技大会が終了しております。

それでは、一般事務報告として3件についてご報告いたします。

初めに、6月20日から7月7日までの18日間で開催されます石巻市議会第2回定例会について報告いたします。

昨日の環境教育委員会での答弁内容については、条例案、一般会計補正予算ですので、この後の報告事項で行います。また7月1日から始まります一般質問では20名の議員から通告があり、教育関係は10名であります。

主な項目は次の内容であります。中学生の暴行事件について、担任教諭の体罰による損害賠償の提訴について、奨学金貸与について、文化財の保護管理について、複合文化施設について、大阪市教育委員会の特別指導の考え方について、震災の影響での心のケアについて、通学路の整備と安全確保についてということで、須江地区、鹿又地区、湊地区という3人の方からのそれぞれの質問があります。学力低下について、子供や教師のメンタル面について、不足してい

る施設、運動場、スポーツ施設等のことについて、無形民俗文化財の伝承について、中央公民館のバリアフリー化について、それから国指定名勝になっております齋藤氏庭園の整備についてというような項目で質問があります。

2つ目です。次に、6月5日にありました中学校での体育教師暴力について報告いたします。

6月5日午前11時45分ごろ、教師の顔面を両手平手で殴打し、左太ももを足蹴にする暴行を加え、駆けつけた石巻署員に暴行で現行犯逮捕されました。逮捕された少年は、翌日仙台地方検察庁石巻支部に移送され、その後、自宅に戻りました。学校では保護者会や生徒集会を開催し概要を説明するとともに、落ちついた環境で生活できるように努めています。その後、生徒は登校し、落ちついて学校生活を送っております。教育委員会では当該校に対し、安全・安心な環境で教育活動が行われるよう、指導及び支援を行っているところであります。

なお、6月13日に開催されました石巻市議会第3回臨時会で市長より行政報告をしています。

3点目です。次に、両親と元児童が損害賠償を求めた提訴について報告します。

本訴訟につきましては、報道による情報しか得られておりませんが、担任からの体罰などによって心的外傷後ストレス障害になったとして、石巻市に約9,570万円の損害賠償を求めて仙台地方裁判所に訴状を提出したということであります。

本訴訟に至った担任の不適切な指導に関しましては、平成20年6月に、小学校に勤務する当時40代の女性教諭が担任する1年生の男子児童に、学習内容が理解できないことを理由に叱責や頭部をたたくなどの不適切な指導を行ったものであります。児童は間もなく不登校になり、その後、医師から心的外傷後ストレス障害と診断されました。また教諭は宮城県教育委員会から停職3月の懲戒処分となっております。

教育委員会としては、体罰はあってはならないものと認識し、児童・生徒への体罰防止と不祥事の防止を学校に指導し再発防止に努めてきております。今後、訴状が届き次第、真摯に対応してまいります。

なお、20日開催された石巻市議会第2回定例会で市長より行政報告をしております。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に入ります。

石巻市立幼稚園保育料の減免について

○委員長（阿部邦英君） 次に、石巻市立幼稚園保育料の減免について、教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、石巻市立幼稚園保育料の減免についてご説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料1ページをごらん願います。

石巻市立幼稚園の保育料の減免につきましては、石巻市立学校の授業料等徴収条例及び同条例施行規則により規定しておりますが、現行の規定では生活保護世帯、市民税の所得割額が非課税の世帯及び東日本大震災の被災世帯並びに同一世帯から同時に就園する場合の第3子以降の保育料について、減額、減免の対象としておりました。

今回の改正につきましては、国の幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部が改正され、多子世帯に対する補助が拡充し、同一世帯から同時に就園する第2子また小学校1年生から3年生に兄、姉がいる第2子及び第3子目以降についても所得制限を廃止し、その対象となったことから、市立幼稚園に在園する幼児につきましても同様に扱えるよう、石巻市立学校の授業料等徴収条例施行規則の一部を平成26年6月3日付で改正したものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号2の一般事務報告資料3ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の1ページをごらん願います。

初めに、第3条第3項につきましては文言を整理するものでございます。

次に、別表第2の4項を「生計を一にする世帯から2人以上の幼児が同時に就園している場合」を事由に、就園している幼児のうち、第2子に当たる幼児に係る保育料月額に減免期間の月数を乗じて得た額の半額を減免対象に追加し、第3子以降に当たる幼児につきましては、これまでどおりの全額を減免するものでございます。

次に、別表第2の5項といたしまして、「生計を一にする世帯で小学校1年生から3年生までの児童を1人有し、就園している幼児がいる場合」を事由に、就園している幼児のうち、第1子に当たる幼児に係る保育料月額に減免期間の月数を乗じて得た額の半額を減免対象とし、第2子以降に当たる幼児については全額を減免対象とするため追加するものでございます。

次に、別表第2の6項といたしまして、「生計を一にする世帯で小学校1年生から3年生までの児童を2人有し、就園している幼児がいる場合」を事由に、就園している幼児にかかる保育料月額に減免期間の月数を乗じて得た額の全額を減免対象とするため追加するものでございます。

次に附則でございますが、本規則は公布の日である平成26年6月3日から施行し、改正後の

石巻市立学校の授業料等の徴収条例施行規則の規定は、平成26年4月1日に遡及して適用しようとするものでございます。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等ありませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、なければ次に入ります。

平成26年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について

○委員長（阿部邦英君） 平成26年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施について、これも教育総務課長から報告をお願いいたします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、平成26年度教育委員会の活動状況に関する点検及び評価の実施についてご説明申し上げます。

表紙番号2の一般事務報告資料5ページをごらん願います。

初めに、番号1、事業の概要及び目的についてでございますが、教育委員会の活動状況に関する点検及び評価については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないものとなっております。本市教育委員会では平成20年度から震災直後の平成23年度を除き毎年実施しております。また点検・評価の実施に当たっては、教育に関し学識を有する者の知見の活用を図るものとされております。

次に、番号3、平成26年度点検評価実施内容について。

（1）点検・評価の対象事業についてでございますが、今年度は平成25年度に実施した石巻市総合計画実施計画及び石巻市震災復興基本計画実施計画の掲載事業69事業の中から、子供の安全・安心のため重点的に取り組むべき事業、将来にわたり長期的に継続していくべき事業として学校教育分野で11事業、社会教育、保健体育分野で5事業の合計16事業を選定し、点検・評価を行うことといたしました。

点検・評価対象事業につきましては、8ページから9ページをごらん願います。

事業一覧表の上段右側の点検・評価対象欄のH26へ記載した黒丸印が今年度実施予定の16事業となります。平成24、25年度に実施した事業につきましては、参考として記載しております。

次に、5ページにお戻り願います。

(2) 点検・評価の方法についてでございますが、まず選定した16事業について教育委員会各担当課において事業調査票を作成し、平成25年度における取り組み実績及び成果の自己点検・評価を行います。この事前調査票をもとに学識経験者からの意見聴取を実施いたします。

次に、6ページをごらん願います。

番号4、学識経験者の知見の活用についてでございますが、学識経験者につきましては学校教育に関する学識経験を有する者1名と、生涯学習に関する学識経験を有する者1名の2名を選定することとし、人選につきましては現在選考中でございます。

次に7ページをごらん願います。

ここからは番号8、事業実施スケジュールに沿ってご説明申し上げます。

表の左側が教育委員会での審議等、右側が事務局での事務手続等となっております。6月下旬、本日の教育委員会第6回定例会におきまして点検・評価の概要を説明させていただいております。

表の右側、学識経験者の選考後、7月中旬に学識経験者への事前説明会を行い、7月下旬に学識経験者からの意見聴取会の開催を予定しております。聴取会での意見と評価をまとめ、8月上旬に点検・評価報告書を作成いたします。8月中旬には教育委員の皆様にご覧いただき点検・評価報告書を事前配付させていただきまして、8月下旬に予定しております教育委員会第8回定例会におきまして、報告書の内容につきましてご審議いただく予定となっております。9月には点検・評価結果の公表として報告書を市議会議員へ配付、市ホームページへの掲載、庁議への報告を行い、本年度の教育委員会の活動状況に関する点検及び評価については終了となります。

以上で一般事務報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ありませんか。

（発言する者なし）

学校給食費請求事件の和解について

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に学校給食費請求事件の和解について、学校管理課長からの報告を願います。

○学校管理課長（佐々木正文君） それでは、一般事務報告のうち学校給食費請求事件の和解についてご説明申し上げます。

表紙番号2の10ページをごらん願います。

本件は、学校給食費の保護者負担における公平性と公正性の確保のため、再三の督促や納付指導に応じない高額滞納者に対しまして、去る平成26年2月10日、石巻簡易裁判所へ学校給食費の支払い督促の申し立てを行った案件についての経過報告でございます。

分割したい旨の申し立てがありました4名についての口頭弁論が、平成26年4月23日、石巻簡易裁判所で行われました。それぞれ所定の金額について、合意した場所及び方法により納付をすることで和解が成立したものであります。

なお、詳細については11ページから14ページの和解内容をご確認願います。これまでのところ3名につきましては順調に納付されておりますが、11ページ、専決第49号の1名につきましては滞っている状況にあるため、なお働きかけを継続しているところでございます。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対してご質問等ございませんか。

（発言する者なし）

石巻市複合文化施設整備調整会議設置要綱の制定について

○委員長（阿部邦英君） それでは、なければ次に移り、石巻市複合文化施設整備調整会議設置要綱の制定について、複合文化施設開設準備室長から報告をお願いします。

○生涯学習課長兼複合文化施設開設準備室長（佐藤徳郎君） それでは、石巻市複合文化施設整備調整会議設置要綱の制定についてご説明いたします。

同じく表紙番号2の15ページをごらん願います。

②の施策等を必要とする背景及び目的であります。先日開催されました教育委員会臨時会において、複合文化施設基本構想についてご承認をいただいたところでございますが、今後複合文化施設整備について建設場所等の必要な事項を検討及び調整することを目的としております。

③の根拠法令及び総合計画または個別計画の整合性については、こちらに記載のとおりであります。中段にあります石巻市震災復興基本計画において複合文化施設を整備することとしたものでございます。

次のページ、16ページをお開き願います。

④の提案に至るまでの経過でございますが、基本構想の策定に当たりましては市民懇談会及び基本構想検討委員会で検討してまいりましたが、今回、次の段階としてこの基本構想を受け、基本計画を策定するために本調整会議を設置するものでございます。

⑤の主な内容でございますが、所掌事務は建設場所の選定に関する事、基本計画の策定に関する事等でございます。委員としましては教育委員会事務局長及び事務局次長等19名で構成をいたします。

⑥の実施した場合の影響・効果についてであります。庁内関係各課の意見を聴取するとともに、幅広い観点から議論することで適正な検討・調整が期待できると考えております。

⑦の今後の予定でございますが、第1回目の会議を7月9日に招集し、建設場所等について検討を開始する予定でございます。

右のページ、17ページに要綱を掲載してございます。この中の第3条の第2項でございますが、会長は教育委員会事務局長をもって充て、副会長は教育委員会事務局次長をもって充てることとしております。また第6条に、調整会議の事務局は教育委員会複合文化施設開設準備室に置くこととしております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等ございませんか。

（発言する者なし）

雄勝地区統合小・中学校基本計画案について

○委員長（阿部邦英君） なければ次に雄勝地区統合小・中学校基本計画案について学校施設整備室長から報告をお願いします。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） それでは、雄勝地区統合小・中学校の基本計画案につきましてご説明申し上げます。別冊1の資料をご用意いたします。

雄勝地区統合小・中学校の移転新築事業につきましては、昨年策定いたしました雄勝地区統合小・中学校建設基本構想をもとに、現在基本計画の策定作業を行っているところでございまして、これまで学校側など関係機関との協議、検討を踏まえまして全体的な配置計画、それから必要な支出につきましておおむね固まっております。本日はまだ策定途中の段階でございますけれども、計画の平面図等をごらんいただきながら、お気づきの点などについてご意見をいただきまして、次回の定例会で改めて本計画案といたしましてご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

なお、同時に進めてまいりました渡波中学校につきましては、計画案のほう若干作成に時間がかかっておりまして、次回の定例会でご報告をさせていただければというふうに思っております。

それでは、簡単に基本計画案について説明をさせていただきますので、資料別冊1の1ページをごらん願いたいと思います。

事業の経緯でございますが、雄勝地区統合小・中学校移転新築事業につきましては、昨年基本構想検討委員会からの報告を受けまして、雄勝地区統合小・中学校建設基本構想という形で策定をさせていただきました。基本構想につきましては、本日お手元のほうに資料として再度配付をさせていただいております。

事業といたしましては、本年2月にプロポーザル方式により選定いたしました設計業者のほうに基本計画の策定業務を発注しまして、現在作業を進めているという段階でございます。この基本計画の業務は基本構想を反映させることを基本としておりまして、この間、学校側からの意見や要望を協議しながら必要な支出の検討を行ったり、また今月の8日には、昨年基本構想の策定にかかわっていただきました委員の方々との意見交換会を開催いたしまして、学校の全体配置計画や支出のあり方などの検討作業を進めてきたという状況でございます。

次に、施設の概要でございますが、敷地面積が2万2,000平方メートルの中に校舎、それから体育館、プールを配置する計画でございます。なお今回コンパクトな機能的な施設とするというふうなことで、現在も調整を行っている段階でございます。

3の業務委託についてでございますが、本年2月に公募型プロポーザル方式により選定いたしました株式会社関・空間設計に基本計画から、今後各種設計業務を行う予定でございますけれども、その業務を委託する予定にしております。

今後の全体スケジュールにつきましてはごらんのとおりでございます。

次に、平面図のほうでちょっと説明をさせていただきますので、2ページをごらんいただきたいと思います。右下のほうにページが振ってあるかと思っております。

建設の基本的な部分で、この設計者のほうの施設配置への考え方ということのイメージ図でございまして土地の形状を生かしながら、建物としましては3つのブロックを設けるという考え方でございます。地域開放エリアの配置部分を地域のいえというふうに表示しまして、コミュニティーの拠点の位置づけというふうな形にしたほか、子供たちの学びの場をクラスのいえと、そしてまた3つ目としましてはスポーツ・レクリエーションの場として配置を考えてきたというものでございます。

そして、敷地の配置といたしましては、県道がございまして、その県道からの2カ所の入り口を広場と位置づけまして、その広場を空の遊歩道というふうな形でつながりを持たせるというふうなもので、交流を生み出す回遊動線というふう考えているものでございます。

造成する敷地でございますけれども、主要道路の県道238号釜屋大須雄勝線の南側に位置する箇所でございます。県道とのその高低差が20メートルぐらいある場所をグラウンドの位置というふうにして、さらにそのグラウンドから海拔、海までが20メートルというふうな、合わせて40メートルぐらいの高低差のある土地だというふうな形でございます。そういうふうな高低差のある土地なものですから、造成の基本といたしましてはその形状を生かしながら、そしてその造成の切り土、盛り土、それらを極力少なくするようにした中で費用、それから工期の短縮を図る計画としてございます。

ただいま申し上げました高低差の関係がございまして、基本的には3階から校地に入るといいますか、3階部分から入っていくというふうな形になります。それで校内を通りまして、階段を利用して1階、2階のほうに向かって校舎のそれぞれの入り口から入るといいうふうな形にございます。

ただいま、3階からと申し上げましたので、まず3階の平面図のほうをごらんいただきたいと思っております。5ページをお開きください。

東側、右側の部分が県道からの乗り入れ口というふうになります。この乗り入れ口付近には通学バス等の駐車スペースを設けまして、そして児童・生徒の進入路、それから階段が2カ所ごらんいただけるかと思っております。その2カ所の階段を使って2階、1階のほうへおりていって教室棟に入るといいう形になります。建物といたしましては3階に地域開放のエリア部分を集約してございます。開放玄関の近くにPTA室を配置いたしまして、この部分が地域開放の拠点であるとか、それから、それぞれ学校の歴史を伝える展示スペースというふうな活用を想定してございます。

図面のほうの中央部分に音楽室（小・中兼用）という形ですけれども、それと集会と小さいイベントができる多目的ホールというふうな部分も一体的に利用できるような形に配置してございます。西側につきましては、指定避難所の中でも主にその避難場所というふうな形が想定されますアリーナというような部分を配置してございます。

戻っていただきまして、3ページのほうをお開きください。

資料3ページにつきましては、建物の1階部分の平面図でございます。小・中併設校という中で、1階部分につきましては小学校エリアというふうなことです。各教室がグラウンドに面するような形での配置でございます。

続きまして、4ページが建物の2階部分の配置図になります。

2階部分につきましては、中学校の普通教室と会議諸室、それに加えてまして地域開放となる

メディアセンター、これにつきましては図書館機能も有する施設というふうに想定してございます。それから小学校、中学校の児童・生徒と一緒に給食を食べられるスペースというふうな部分、これにつきましては他行事の際も利用できるようなランチルームというような中で配置を考えているところでございます。

6ページでございます。4階になります。4階部分につきましては屋外プールというふうなことでの配置計画でございます。

最後になりますけれども、7ページがアリーナ部分、それから普通教室部分の断面図でございまして、現状の土地形状が記載されてございます。極力現状の土地を生かしながら盛り土の量を極力少なくした形での造成とするところでございます。

本日、急遽こちらのパースの資料をお配りさせていただきました。このパースごらんいただきますと、右側の部分のほうが入り口の部分で、ずっと8%ぐらいの勾配で、ずっと下まで道路があつて、その道路の途中に2階に行くさらなる分岐の道路といたしますか、ございまして、その部分の駐車場を配置するというふうなことでございます。それで3階から、これですとちょっと見にくいですがけれども、3階から子供たちが入ってまいりまして、その中央の屋根というふうなものが見えますでしょうか、その部分のこの下の部分を空の遊歩道ということで入り口から一番左側の体育館部分なんですけれども、そちらのほうに抜けていくというふうな形になります。2枚目の写真のほうにつきましては、これが上から見たイメージ図でございまして、屋根がかぶってあるという中央部に空の遊歩道ということで、体育館の脇を通過してその敷地内の広場の部分に行くというふうな形でございます。

今回の基本計画の作業でございますけれども、全体的な配置あるいは必要な教室というふうな部分で、そういうふうな諸条件をある程度整理、まとめていくというふうな業務でございます。この後、本格的なその設計の業務に入ってまいりますので、この設計の業務の中でそれぞれの教室の詳細の配置であるとか、あるいは電気の設備であるとか、給排水の関係であるとか、そういうふうな設計を盛り込んでいくという予定でございます。現在なお設置者のほうと調整している部分もございしますが、その辺が整いまして、来月改めて定例会のほうでご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

以上、簡単でございますけれども基本計画案についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの報告に対しましてご質問等ございますか。

今井委員。

○委員（今井多貴子君） 小学校7学級、中学校4学級のほかに特別支援学級という部分の中

学校、小学校にどのように持っていくのか、それともあえて持たないのか、学級が出ているんですけども、どこの部分に入っていくのか、教室を持つとして。

○委員長（阿部邦英君） 室長。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） よろしいですか、資料のほうの3ページでよろしいでしょうか。

○委員（今井多貴子君） そうです。3ページと4ページ、中学校と小学校の平面図の中に支援学級のスペースはどの辺に持っていかれているのかなと、ちょっとわかりづらいので教えてください。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） 支援学級の現在の配置計画の部分ですと、資料3ページの保健室、中央部の保健室、それから相談室ございます。その隣のところに特別支援室として、この90というのは90平米ということでございまして、それを区切って2室にして使うというようなことを想定しています。

○委員（今井多貴子君） 中学校は。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） 中学校も一緒でございます。

○委員（今井多貴子君） 同じ場所ということですか。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） はい。

○委員長（阿部邦英君） いいですか。

○委員（今井多貴子君） はい。

○委員長（阿部邦英君） 津嶋委員。

○委員（津嶋ユウ君） 大変地形がこういうのって何か変わった4階建てのような形なのかなと思うんですが、エレベーターは設置されるんですか。どこなのか、ちょっと……

○学校施設整備室長（柏 春雄君） よろしいでしょうか、資料の例えば3ページをごらんいただいでよろしいでしょうか。資料3ページの中央に小学昇降口ございまして、その上の部分にEVと……

○委員（津嶋ユウ君） これが4階まで行くんですね。はい、わかりました。

関連してもう1ついいですか。

○委員長（阿部邦英君） どうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 小学生が一応1階なので、プールが4階ですよ。エレベーターをもし使ってだめとかそういうことあったりしたら、小学生は1階から4階まで階段を、運動だからいいといえばいいんですが、限られた時間の中で上り下りして、プールの時間、要は45分の

授業の中で、本当にそうでなくたって着がえだのなんだので時間かかる子供たちが1階から4階まで行って、また4階から戻るということを考えると大変だなとちょっと思ったんで、エレベーター使えるんなら大丈夫かなというのが1つ。

それから、プールが4階というか屋上になった理由は何でしょう。そこしかないとかという。

○委員長（阿部邦英君） この点について。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） エレベーター等の使い方につきましては、これから学校側と協議しながらということになりますけれども、図面上はその階段を2カ所利用して4階まで行くというふうな計画でございます。

それからプールの4階につきましては、基本的には限られた敷地の中でというふうな配置をしたときにこういう状況になったということですが、限られたといいますのは、いわゆる先ほど申し上げました海拔20メートルぐらいの高低差があつて、その部分よりももっと土を盛っていけば平場的には面積が確保できます。そうした場合にプールというふうな方法もあるいは考えられるのかなと思いますけれども、盛り土部分には建物等の建築が好ましくないものですから、建物は極力切り土の部分、それで校庭部分については多いところで1メートルから2メートルぐらいの盛り土になると思いますけれども、そういうふうな部分はグラウンドで対応させていただくということで、プールにつきましてはその配置の関係上、4階のほうで考えさせていただければと思っています。

○委員長（阿部邦英君） 窪木委員。

○委員（窪木好文君） これが地域に開放されるということで、小学1年生から中学3年生まで移動するとか、階段とかトイレの設備、そういうものは小学1年生からそれぞれに対応できるような施設になっているのかどうか。

○委員長（阿部邦英君） 学校施設整備室長お願いします。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） 現段階としましては、学校側と協議を踏まえながら、トイレの配置、場所、そういった部分については検討させていただいています。ただ先ほど言いましたけれども、今回この形で設計も全て盛り込んでいくというふうな部分じゃなくて、これから設計の段階で配置場所等につきましては柔軟に対応できるという状況にありますので、これからもその辺は検討していきたいと思います。

○委員長（阿部邦英君） よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それではよろしくお願ひしたいと思います。

報告第6号 専決処分の報告について

○委員長（阿部邦英君） 次に、報告事項に移ります。

報告第6号 専決処分の報告についての専決第9号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例について報告をお願いします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第9号 石巻市立学校設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月13日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

本案は、今年度をもって統合を予定している門脇小学校、飯野川第一小学校及び飯野川第二小学校に係る石巻市立学校設置条例の関係条文について改正しようとするものでございます。

門脇小学校につきましては、東日本大震災の津波により、校舎が1階床上2メートル、体育館は床上まで浸水したほか、津波で流された車両からの出火により校舎が延焼するなど大きな被害を受けたことから、現在、門脇中学校の校舎を間借りして授業を行っております。児童の教育環境を一日も早く正常な状況に整えるため、本年3月に門脇地区の石巻市立学校施設災害復旧整備計画を策定し、来年4月に門脇小学校を石巻小学校に統合することとしたものでございます。

また、飯野川第一小学校と飯野川第二小学校につきましては、本年1月に両校の父母教師会会長の連盟により、PTAで臨時総会や地区懇談会を経てまとめられた来年4月からの両校統合を求める請願が提出されたことから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい学校規模等を考慮し適正配置を進めることとした平成21年度策定の石巻市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針に基づくとともに、地域の意見を尊重し、来年4月に飯野川第二小学校を飯野川第一小学校に統合し、統合後の校名を飯野川小学校に改めることとしたものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたしますので、表紙番号1の4ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表3ページをごらん願います。

初めに、本条例第3条につきましては、小学校の名称及び位置について規定したものでござ

いますが、石巻小学校と門脇小学校を統合することに伴い、同表から門脇小学校の項を削除するものでございます。また飯野川第一小学校と飯野川第二小学校を統合することに伴い、同表から飯野川第一小学校と飯野川第二小学校の項を削除し、飯野川小学校の項を追加するものでございます。

次に、附則でございますが、本条例の施行期日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しましてご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ、次に報告第6号 専決処分の報告についての専決第10号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご報告をお願いしたいと思います。

教育総務課長からご説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第10号 平成26年度石巻市一般会計補正予算（第4号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご説明申し上げます。

本報告につきましては、平成26年石巻市議会第2回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月13日付で異議のない旨、専決処分を行いましたので報告するものでございます。

それでは、別冊2の1ページから3ページをごらん願います。

歳入歳出予算の補正前の額に4億2,183万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ111億6,921万7,000円とするものでございます。

まず歳出からご説明申し上げますので、16ページをごらん願います。

1項教育総務費、3目教育指導奨励費の1、実践的防災教育総合支援事業費に96万4,000円を計上しておりますが、これは当初予算で計上した小・中学校への緊急地震速報受信システムを導入する経費6校分に2校分を追加措置したものでございます。

次に、2、防災教育推進協力校事業費に25万円を計上しておりますが、これは宮城防災教育副読本等を活用した事業を行い、防災教育のモデルづくりと防災教育の一層の推進を図るための経費を措置したものでございます。

次に、3、小・中連携英語教育推進事業費に30万円を計上しておりますが、これは小・中学

校が連携し英語教育の推進を図り、児童・生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を目指すための経費を措置したものでございます。

次に、6目奨学資金基金費の1、奨学資金基金費に23万7,000円を計上しておりますが、これは震災奨学金に対して寄せられた寄附金を奨学資金基金に積み立てるための経費を措置したものでございます。

次に18ページをごらん願います。

2項小学校費、1目学校管理費の1、小学校統合関係費に702万円を計上しておりますが、これは平成27年4月1日に統合する飯野川第一小学校、飯野川第二小学校並びに石巻小学校、門脇小学校の統合に係る式典等に要する経費を措置したものでございます。

次に、3目学校建設費の1、蛇田小学校屋内運動場改築事業費に4,700万円を計上しておりますが、これは老朽化した蛇田小学校屋内運動場の耐力度調査を実施した結果、早急な改築が必要となったため、地質調査や実施設計に要する経費を措置したものでございます。

次に、4目東日本大震災関係費の1、雄勝地区小学校統合移転新築事業費に210万円を、20ページ、3項中学校費、4目東日本大震災関係費のうち雄勝地区中学校統合移転新築事業費に210万円を計上しておりますが、これは雄勝地区統合小・中学校移転新築に当たり、水道施設整備のための測量設計に要する経費を措置したものでございます。

次に、18ページにお戻り願います。

4目東日本大震災関係費の2、二俣小学校耐震補強事業費に2億1,346万8,000円を計上しておりますが、これは二俣小学校の耐震補強に伴う構造補強工事に係る経費の増額と仮設校舎の建設に要する経費を措置したものでございます。

次に、20ページをごらん願います。

3項中学校費、3目学校建設費の1、特別支援教育共同実習所建設事業費に4,923万8,000円を計上しておりますが、これは特別支援教育共同実習所の建設工事に伴う建設資材や労務単価の上昇等による工事費の増額と備品購入に要する経費を措置したものでございます。

次に、4目東日本大震災関係費の2、運動部活動外部指導者派遣事業費に28万円を計上しておりますが、これは震災により自校の施設が使用できず、他の施設を使用せざるを得ない状況にある渡波中学校において、部活動のため他の施設を使用した場合の生徒の移動費用としてバス借り上げ料を措置したものでございます。

次に、22ページをごらん願います。

6項社会教育費、3目公民館費の1、公民館管理費に9,700万円を計上しておりますが、こ

これは石巻中央公民館耐震補強工事の施工に合わせ、洋式トイレの設置や大ホールの照明のLED化、内装等の改修など老朽化した施設の改修工事に要する経費を措置したものでございます。

次に、2、公民館活動費に185万2,000円を計上しておりますが、これは公民館が中心となり町内会やNPO法人などと連携し、地域のきずな、地域コミュニティの再生を図るための社会教育活性化支援プログラム事業の実施に要する経費を措置したものでございます。

次に、7目毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金費の1、毛利コレクション等収蔵展示施設建設基金費に3万円を計上しておりますが、これは毛利コレクション等収蔵施設建設のため寄せられた寄附金を基金に積み立てるための経費を措置したものでございます。

次に、継続費についてご説明申し上げますので、24ページをごらん願います。

二俣小学校耐震補強について、平成26年度から平成27年度まで2カ年の継続事業とするため継続費を設定したものでございます。

次に、債務負担行為についてご説明申し上げますので、26ページをごらん願います。

二俣小学校耐震補強事業に伴い、仮設校舎の借り上げ期間が平成27年度までとなることから、債務負担行為を設定したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

7目教育費国庫補助金の1、学校施設環境改善交付金（二俣小学校耐震補強事業）に8,106万7,000円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました二俣小学校耐震補強事業に要する国からの補助金を措置したものでございます。

次に、6ページをごらん願います。

4目教育費委託金の1、社会教育活性化支援プログラム事業費委託金に185万2,000円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました、公民館が中心となり実施する社会教育活性化支援プログラム事業に要する国からの委託金を措置したものでございます。

次に、8ページをごらん願います。

3目教育費県負担金の1、運動部活動外部指導者派遣事業費負担金に28万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申し上げました、渡波中学校における生徒の移動費用としてバス借り上げ料に係る県からの負担金を措置したものでございます。

次に、10ページをごらん願います。

5目教育費委託金の1、実践的防災教育総合支援事業費委託金に96万4,000円を、2、防災教育推進協力校事業費委託金に25万円を、3、小・中連携英語教育推進事業費委託金に30万円を計上しておりますが、これは歳出でご説明申しました各事業に要する県からの委託金を措

置したものでございます。

次に、12ページをごらん願います。

4目、教育費寄附金、1節教育総務費寄附金の1、奨学資金費寄附金に23万7,000円を計上しておりますが、これは震災奨学資金に対して寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、2節社会教育費寄附金のうち、毛利コレクション等収蔵展示施設建設費寄附金に3万円を計上しておりますが、これは毛利コレクション等収蔵展示施設建設のため寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、5目災害復旧費寄附金に3,312万1,000円を計上しておりますが、これは震災のため寄せられた寄附金を措置したものでございます。

次に、14ページをごらん願います。

6目教育債、1節小学校債の1、小学校施設整備事業債に1億990万円を、5節社会教育債の1、社会教育施設整備事業債に、9,210万円を計上しておりますが、これは歳出で計上しております二俣小学校耐震補強事業石巻中央公民館改修工事に係る市債を措置したものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質問等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） それでは、次に移ります。

報告第6号 専決処分の報告についての専決第11号 訴えの提起について報告願いたいと思います。

学校管理課長から説明をお願いします。

○学校管理課長（佐々木正文君） それでは、報告第6号 専決処分の報告についてのうち、専決第11号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

表紙番号1の6ページをごらん願います。

本件につきましては、石巻市長から教育委員会に議案に対する意見を求められ、教育委員会を開催する時間的余裕がございませんでしたので、異議のない旨を6月13日付で専決処分し市長宛てに回答しておりますことから、今回報告するものでございます。

一般事務報告でもご報告いたしました案件の関連となりますが、本件は平成26年2月10日に石巻簡易裁判所へ学校給食費の支払い督促の申し立てを行いましたうちの1件でございます。支払い督促に対して相手方から異議申し出がなかったことから、仮執行宣言つき支払い督促申

し立てを行ったところですが、本人から分割納付したい旨の申し立てが裁判所にございました。民事訴訟法の規定によりまして、未納全額の支払い督促に対しまして分割払いの申し出は異議の申し立てに該当し、さかのぼって訴えの提起を行ったとみなされることから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を得た上で訴訟手続を進めるものでございます。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質問ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） なければ次に審議事項に入ります。

第31号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱

○委員長（阿部邦英君） 第31号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱についてを議題といたします。

教育総務課長から説明をお願いします。

○教育総務課長（末永秀夫君） それでは、ただいま上程されました第31号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画庁内検討委員会設置要綱についてご説明申し上げます。

表紙番号1の7ページをごらん願ひます。

本案につきましては、本年3月に策定した門脇地区の石巻市立学校施設災害復旧整備計画において、平成27年4月に門脇小学校を石巻小学校に統合することとした際、市内中心部を初めとする市内小・中学校の学区編成についても早急に検討を開始する必要があることから、復興の進捗に伴う復興公営住宅や区画整理事業等を踏まえた将来の人口形成を見通した学区再編計画の策定を目的とする庁内検討組織を設置しようとするものでございます。

以下、条文に従いましてご説明申し上げます。

初めに、第1条は本委員会の設置について定めたものでございます。

第2条は、委員会が検討する所掌事務を規定したものでございます。

第3条は、委員会の組織について規定し、第4条は委員長及び副委員長の職務を規定したものでございます。

第5条は、委員会の会議等について規定したものでございます。

第6条は、委員会の所掌事務に関する課題の調査、整理するために設置する検討部会等について規定し、第7条は検討部会の部会長、副部会長の職務を規定し、第8条は検討部会の会議等について規定したものでございます。

第9条は、会議の非公開について規定し、第10条は庶務について規定したものでございます。

第11条は、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会議に諮って別に定めることを規定したものでございます。

次に、附則でございますが、本訓令を平成26年7月1日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対してご質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第31号議案 石巻市立小・中学校学区再編計画 市内検討委員会設置要綱は、原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第31号議案については原案のとおり可決いたします。

第32号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱

○委員長（阿部邦英君） 次に、第32号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱についてを議題といたします。

学校施設整備室長から説明をお願いします。

○学校施設整備室長（柏 春雄君） それでは、ただいま上程されました第32号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱についてご説明申し上げます。

北上小学校につきましては、平成25年4月、被災した相川小学校、吉浜小学校の2校と橋浦小学校を統合して北上小学校とし、校舎については旧橋浦小学校を使用してございます。北上小学校は平成24年3月策定の石巻市立学校施設災害復旧整備計画におきまして、統合小学校の本校舎は北上地区の住環境に合わせて、にっこりサンパーク周辺に移転新築することとしておりました。今般、北上地域の拠点となりますにっこりサンパーク周辺のまちづくり基本構想が決定いたしましたことから、北上小学校の移転新築事業に着手しようとするものでございます。本年度は、北上小学校建設基本構想検討委員会を立ち上げしまして、基本構想及び基本計画を策定するものでございます。

それでは、設置要綱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の9ページをごらんいただきたいと思っております。

第1条の設置目的でございますが、北上小学校の建設に係る基本的な事項を取りまとめる基本構想、基本計画案を策定するに当たり、広く市民や学校建設に係る専門家の方々の意見を反映させるため、検討委員会を設置するものでございます。

第2条は、所掌事項を規定してございまして、検討委員会における検討結果は教育長に報告していただくものでございます。

第3条は、組織でございます。検討委員会の委員は15人以内としまして、北上小学校、北上中学校の保護者を代表する方や住民組織を代表する方、学識経験者、そして北上小・中学校の教職員の方々などで構成したいと考えております。

第4条の委員の任期につきましては、第2条に規定いたします報告を行った日までとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間としてございます。

第5条では、委員長、副委員長について規定しており、第6条におきましては、第1項で検討委員会の会議は委員長が招集し委員長が議長になる旨を、第2項から第4項は会議の運営について規定しております。

第7条では、検討委員会の庶務の規定を、また第8条として検討委員会の運営に関する事項を規定しております。

附則につきましては、本告示の施行期日を平成26年7月1日からとするものでございます。

次に、本検討委員会の体制図につきましてご説明申し上げます。

資料11ページをごらん願います。

中央部に検討委員会をお示ししてございます。検討委員会は基本構想、基本計画案の検討を行っていただきまして、その結果を教育長に報告していただきます。教育委員会では提出されました報告書をもとにご審議をいただきまして、最終的に基本構想、基本計画を決定いたします。また検討委員会では地域の方々のご意見を反映させるため意見交換会あるいは説明会、ワークショップなどを行いますとともに、関連する北上地域のまちづくり事業との調整を図るため、オブザーバーとして北上総合支所あるいは関係課の職員等の出席をお願いしますとともに、国立教育政策研究所の技術支援をいただきながら進めていきたいと考えてございます。

次に、12ページをごらん願います。

現時点での建設スケジュール（案）をお示ししてございます。基本構想検討委員会につきましては、平成27年2月ごろまで6回程度の開催を予定してございます。本年度に基本構想、基本計画の策定作業を進めていきたいと考えてございまして、基本構想といえますのは主に理念的な計画でございますけれども、その中に施設規模の全体配置あるいは機能、内容も盛り込んだ

基本計画を一体に作成したいというふうに考えてございます。このことから入札で今後選定する事業者さんには基本構想の段階から入っていただきまして、校舎の全体配置あるいは各教室棟のプラン作成というふうな部分の業務も行っていただきたいというふうに思っています。

本来、通常であればこの基本計画が策定後速やかに次の基本設計あるいは実施設計に入っていくスケジュールでございますけれども、この北上小学校を建設する予定地につきましては、現在仮設住宅が建設されておりまして、仮設住宅がある程度集約だったり、あるいは撤去というふうな形になったりというふうな段階で、建設の工事に着手するということとなります。現時点の考え方といたしましては、それらを踏まえまして平成27年度の後半ぐらいからの造成スケジュールになるのかなというふうに考えてございます。仮設住宅の関係につきましては、今年度中に市のほうで集約等の計画を策定するというふうにお聞きしてございますので、その辺の方針を見きわめながら、学校としてもそのスケジュール調整を行っていきたいと思います。

本日お手元に配付しておりますスケジュールにつきましては、仮設住宅がある程度集約された平成28年度ごろから可能だろうというふうな見込みの中でスケジュールをつくってございまして、その場合ですと北上小学校の開校が31年4月と、とりあえず記載しているものでございます。建設時期につきましてはまだまだ不明確でございますので、明確になり次第、改めて本委員会にもお諮りしたいと思います。

次に、学校の建設予定地につきましては13ページの位置図をごらんいただきたいと思っております。

中央の野球場、白塗りの部分がございまして、それから北側、それから南側の一部が防災集団移転の団地でございまして、この団地の計画としましては復興公営住宅が約80戸、それから戸建て再建住宅が32戸というふうに聞いてございます。北上小学校につきましては野球場の東側で、学校用地の南側には北上総合支所、公民館との複合施設、それからこども園等の福祉施設のほかに消防署、駐在所が建設される予定でございまして、移転新築いたします北上小学校の規模といたしましては、面積を1万2,200平米と考えているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明にご質問等ございましたらお願いします。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、第32号議案 北上小学校建設基本構想検討委員会設置要綱は、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） 異議がありませんので、第32号議案については原案のとおり可決い

たします。

第33号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

○委員長（阿部邦英君） 次に、第33号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

学校管理課長からご説明をお願いします。

○学校管理課長（佐々木正文君） それでは、ただいま上程されました第33号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてご説明申し上げますので、表紙番号1の15ページをごらん願います。

石巻市学校給食センター運営委員会委員は、石巻市学校給食センター条例第4条の規定により、学校給食センターの運営を適正かつ円滑に行うため、教育委員会の諮問機関として石巻市学校給食センター運営委員会を設置することとし、同条例第5条の規定により、委員は学識経験者、関係学校長、児童・生徒の保護者及び関係行政機関の代表者20名により組織することとし、教育委員会が委嘱することになっております。

本案は、関係学校長として委嘱している4名の委員と、保健衛生その他行政機関の代表者として委嘱している1名の委員について、退職及び転任により欠員となっておりますが、関係機関からの推薦をいただきましたので、委員候補者5名の委員について議決をいただきたく提案した次第であります。

なお、委員の任期は平成26年7月1日から、前任者の残任期間でございます平成27年6月30日まででございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（阿部邦英君） ただいまの説明に対しまして質疑等ございますか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部邦英君） では、ないようでしたら、第33号議案 石巻市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり決することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部邦英君） では、第33号議案については原案のとおり可決いたします。

その他

○委員長（阿部邦英君） 以上で審議事項を終了し、その他に入ります。

初めに、委員さん方から何かございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） それでは、各課長方からございませんか。

(発言する者なし)

○委員長（阿部邦英君） ないようでしたら、次回の定例会の日程等についてお願いいたします。

○事務局（石井透公君） 次回7月の定例会につきましては、7月30日水曜日、午後1時30分から開催する予定です。場所につきましては本日と同じく市役所本庁舎4階庁議室で開催いたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（阿部邦英君） 次回の定例会もよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

午後 2時48分閉会

教育委員長 阿 部 邦 英
署名委員 今 井 多 貴 子